

橋本市郷土資料館 基本的運営方針

（運営方針策定の目的）

橋本市郷土資料館(以下「資料館」)は、杉村公園内に所在する橋本市郷土資料館(昭和49年開館)及びあさもよし歴史館(平成18年開館)の2館を統合し、令和7年度より開館する。当館では、2館が長きにわたり行ってきた橋本市を中心とした歴史資料等の収集・保管、展示等の諸活動を引き継いだ施設であり、その運営や活動の充実と向上を図るため、今回、基本的運営方針について定めるものとする。

（資料館設置の目的）

橋本市立郷土資料館設置及び管理条例第1条では「本市は、郷土の歴史、文化、埋蔵文化財、民俗、自然、産業等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供するとともに、これに関連する調査研究及び必要な事業を行うことにより、先人の偉業をしのび、郷土の教育及び文化の向上に資することを目的として、橋本市立郷土資料館を設置する。」とある。

資料館は、橋本市を中心とした歴史資料等の収集・保管、調査研究、展示等の諸活動を展開し、郷土の歴史と地域の文化について理解を深め、次世代へ継承していく。

（資料の収集・保管）

- 歴史・文化・埋蔵文化財・民俗・自然・産業等に関する資料(※1)について、主に橋本市に関連のあるものやその比較資料となるもの、及び調査研究の対象としてふさわしい資料の収集を基本とする。
- 資料の材質や状況、展示公開に耐えうる資料であるかなどを考慮し、資料館特別収蔵庫、一般収蔵庫、及び資料館外の収蔵スペースに分け、保管する。

- 保管環境について、温度・湿度等、適正に管理する。また日常的な環境管理を行い、生物被害を低減させる IPM(※2)による対策を行う。
- 保管資料については、データベースへ登録し、適正に管理する。
- 限られた収蔵スペースを有効に活用できるよう、寄贈・寄託資料の受入れの基準や、資料の状況などを考慮した除籍の基準や手順を検討する。

(調査研究)

- 最新の情報収集や橋本市の新たな価値や魅力の発見を目指し質の高い調査研究活動に取り組む。
- 調査研究の成果について、郷土資料館報や調査研究の報告書等を作成する。また、特別展示・企画展示などで発表し、市民に還元することに努める。
- 刊行物については、閲覧できる環境を整えるとともに、インターネット等を積極的に活用するよう努める。調査研究の内容により、和歌山県や他市町、また他の博物館、研究機関等と共同・連携する。

(資料の展示)

【常設展示】

- 展示資料・設備・機器など適切に管理し、良好な見学環境を維持する。
- 展示資料の材質や状況を考慮するとともに、来館者の関心を引き出すため、計画的に展示を更新します。更新した場合は積極的に市民への情報発信を行う。
- 来館者にとってわかりやすく親しみやすい解説となるよう、必要に応じて詳細な解説対応を行う。

【特別展示・企画展示】

- 特別展示は特別展示室を利用する。普段見ることができない文化財を展示し、市民にとって魅力ある展示を行う。特に橋本市にゆかりのある貴重な文化財(国宝:人物画像鏡や重要文化財:三彩釉骨蔵器など)を借用し、文化財の興味関心を引き出すような展示を企画する。
- 企画展示は、特別展示室等を活用する。調査研究に基づき、収蔵資料や借用資料を活用をし、市民にとって郷土の歴史や文化等に興味関心を向上し魅力ある展示を行う。
- 特別展示や企画展示のテーマは偏ることないように、歴史、文化、埋蔵文化財、民俗、自然、産業、郷土の偉人などから、時事など考慮し、市民のニーズや関心を反映した企画を行う。
- 特別展示・企画展示は年2回程度開催する。

(教育普及活動等)

- 常設展示、特別展示、企画展示の開催のほか、市民の知識・教養を高めるため、魅力ある講座や講演会を計画的に展開する。
- 学校教育との連携を深め、市内外の小中学校の見学を受け入れ、郷土学習を支援する。
- 子どもが参加できる講座やイベントを企画し、郷土の歴史に触れる機会を提供する。
- 紀見地区公民館との複合施設であることを活かし、公民館活動と連携した取り組みを行う。また、その他社会教育施設の講座開催などに協力する。
- 図書室について、良好な環境を保ち、活用を促進する。

（施設の維持管理）

- 館内清掃に努め、良好な見学環境を維持する。
- 設備機器など適切に管理する。
- 定期的に館内を巡回・巡視する。

（危機管理）

- 自然災害等が発生した時は、来館者の安全確保と避難誘導を優先する。
- 防火・防災計画を策定し、火災や地震などの自然災害発生時や、事故や不審者の侵入などへの対策についても体制を整備する。
- 資料は、平時から不測の事態を想定し、注意を図り、保護保全に努める。

（評価）

- 運営方針をもとに、毎年度事業内容を計画し、取組の実績を検証・評価し、課題を整理し次年度に向けた対策を検討する。また計画とそれに対する検証と評価は協議会へ報告し、今後の運営の改善・充実に向け意見を求める。
- 運営の検証や評価はホームページなどで公開する。

（その他）

- 資料館の活動について、市報、館報、ポスター・チラシといった従来の情報発信手段以外に SNS などを積極的に活用し、多くの来館者が訪れる機会となるよう広く情報発信・周知を行う。
- 市内外の博物館や各種団体と連携し、郷土の歴史や文化的価値の活用を推進する。
- 登録博物館を視野に入れ、資料館を運営する。橋本市郷土資料館協議会（以下「協議会」）を立ち上げ、市民とともに発展していく資料館を目指す。

(注釈)

※1 資料

ここでの資料とは、実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の近くによっては認識することができない方式で作られた記録をいう)などの資料を指す。

※2 IPM

IntegratedPestManagement の略で、総合的有害生物管理を指す。

物理的、生物的、科学的な防除方法を合理的に組み合わせて用いることで、文化財にとって有害な生物が施設内に侵入するのを防ぎ、カビを育成させないという予防を第一とする方法。